

令和4年第1回上里町議会定例会会議録第3号

令和4年3月9日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出承認第1号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 (町長提出承認第2号) 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 (町長提出議案第1号) 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 (町長提出議案第2号) 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 (町長提出議案第3号) 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 (町長提出議案第4号) 上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 (町長提出議案第5号) 上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 (町長提出議案第6号) 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 (町長提出議案第7号) 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 (町長提出議案第8号) 第5次上里町総合振興計画基本構想の変更について
- 日程第17 (町長提出議案第9号) 上里町町道路線の廃止について
- 日程第18 (町長提出議案第10号) 上里町町道路線の認定について
- 日程第19 (町長提出議案第11号) 工事請負契約の変更について
- 日程第20 (町長提出議案第12号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第21 (町長提出議案第13号) 令和3年度上里町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第22 (町長提出議案第14号) 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第23 (町長提出議案第15号) 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算

(第3号) について

日程第24 (町長提出議案第16号) 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について

日程第25 (町長提出議案第17号) 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) について

日程第26 (町長提出議案第18号) 令和3年度上里町水道事業会計補正予算(第3号) について

日程第27 (町長提出議案第19号) 令和3年度上里町下水道事業会計補正予算(第2号) について

出席議員(14人)

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 山下 博一君	副町長 江原 洋一君
教育長 埴岡 正人君	総務課長 山田 隆君
総合政策課長 豊田 貴志君	税務課長 須長 正実君
くらし安全課長 間々田 亮君	町民福祉課長 亀田 真司君
子育て共生課長 飯塚 郁代君	健康保険課長 及川 慶一君
高齢者いきいき課長 間々田 由美君	まち整備課長 相馬 伸太郎君
産業振興課長 山下 容二君	上下水道課長 根岸 利夫君
学校教育課長 望月 誠君	学校教育指導室長 福島 実君
生涯学習課長 金井 憲寿君	会計課長 小暮 伸俊君

事務局職員出席者

事務局長 宮 下 忠 仁 係 長 飯 塚 剛

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



◎日程第7 町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第7、町長提出承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました承認第1号 専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

去る令和3年11月19日、コロナ克服新時代開拓のための経済対策が閣議決定されたことを受け、12月定例会において、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る補正予算（第8号）の御議決をいただきました。その後、12月15日、給付方法などについて国の方針が示されました。これに伴いまして、上里町におきましても、直ちに給付方法の変更を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年12月17日に令和3年度上里町一般会計補正予算（第9号）の専決処分を行ったものでございます。

内容を申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,705万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,464万3,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、初めに歳入でございます。款15国庫支出金は2億4,705万円の増額補正となり、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして2億4,705万円を追加し103億6,464万3,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3 民生費は2億4,705万円の増額補正となり、子育て世帯への臨時特別給付金事業に係る給付金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして2億4,705万円を追加し103億6,464万3,000円とするものでございます。

以上、専決処分をいたしました令和3年度上里町一般会計補正予算（第9号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（猪岡 壽君） 次に担当課長より詳細説明を求めます。総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑は一問一答方式で行います。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番 仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 子育て支援の特別給付金ですけれども、これは何人分が対象になりますか教えていただきたいと思えます。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 仲井議員の御質問に御説明をさせていただきます。

当初予算見込みました対象児童等の人数は4,941名ということで、高校生、新生児等も含めての総人数となります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたし

ます。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第8 町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（猪岡 壽君） 日程第8、町長提出承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました承認第2号 専決処分の承認を求める件について御説明いたします。

令和3年11月19日、コロナ克服新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、12月20日、国の補正予算が成立いたしました。これに伴いまして、上里町におきましても、直ちに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事務に取りかかる必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年1月12日に、令和3年度上里町一般会計補正予算（第10号）の専決処分を行ったものでございます。

内容を申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,242万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億706万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款15国庫支出金は3億4,242万1,000円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務費補助金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対しまして3億4,242万1,000円を追加し107億706万4,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は3億4,242万1,000円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る給付金などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対しまして3億4,242万1,000円を追加し107億706万4,000円とするものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費につきましては、民生費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業8,809万7,000円を繰越明許費として翌年度に繰り越すものでございます。

以上、専決処分をいたしました令和3年度上里町一般会計補正予算（第10号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（猪岡 壽君） 次に担当課長より詳細説明を求めます。総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補足説明〕

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第9 町長提出議案第1号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第9、町長提出議案第1号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第1号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、下水道法第4条に規定する下水道法事業計画である「上里町公共下水道全体計画」に定めた事業計画の見直しによる計画区域等の変更に伴い、計画処理人口及び計画1日最大汚水量を変更するため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要及び内容について御説明申し上げます。

現在、下水道事業の認可を得ている区域は、JR高崎線北側区域及び児玉工業団地の町内区域となっております。

令和2年度に開催いたしました上里町下水道事業審議会において、事業計画区域について、「将来的に整備が可能な区域を選定し、整備していくことが妥当である」旨の答申がなされたため、その内容を踏まえ、全体計画を縮小し、今回、残りの区域に当たる駅南区画整理地域を事業計画地域として、整備を推進していくため見直しを行うものでございます。

事業計画の見直しにつきましては、計画処理人口を6,739人、計画1日最大汚水量を4,800立方メートルと定め、改正を行うものでございます。

最後に、附則については、条例の施行期日を定めており、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今回のこの提案された内容で工事区域が拡大するわけなんですけれども、その約1,600立方メートルの間を通る管路の距離はどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の質問に御説明申し上げます。

距離のほうの延長というのは、ちょっと今現在持ち合わせておりません。工事費等については持ち合わせているところなんです、申し訳ございません、延長については現在持ち合わせていない状況でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 2番目として、その工事費を聞きたいと思っていました。工事費お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

残面積の工事としまして、現在想定しているものとして、約11億円となります。以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 下水道工事を始めてから相当年数たっているわけなんですけれども、新たに区域が広がったところに対して、どのぐらいの期間を予定しているのか、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 沓澤議員の御質問に説明申し上げます。

今想定している中においては、令和13年までという形で現在考えております。

以上です。ですから、すみません、あと10年ですか、10年ということで考えております。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷です。

駅南區画整理地内のほうに広げるということは、当然その上里幹線ですか、県施工の部分があると思うんですが、こちら現在の県下水道局になるんですか、との打合せの状況、今後、恐らく一番難工事になるのはJR高崎線の下をシールドなんですか、推進になるか、シールドですか、の部分だと思います。その辺の現在の進捗状況はいかほどなのでしょう。

○議長（猪岡 壽君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 根岸利夫君発言〕

○上下水道課長（根岸利夫君） 納谷議員の御質問に説明申し上げます。

当初県のいわゆる幹線ルートというのは、上里鬼石線を通して、東小学校のもう少し南のほうまで来る予定でございました。こちらは御存じのとおりだと思いますが、今回、この、いわゆる工事ができる認可区域というものを拡大するに併せまして、先ほど副町長から説明がありましたとおり、全体区域の縮小というものもかけております。これによりまして、3分の1ルールと言われるものがございまして、全体の残面積が全体の3分の1以上ないと県のほうは引けないということで、今回、こちらの3分の1ルールに合致してしまいまして、県では今現在、上里鬼石線と旧中山道のところまで来ておりますが、そこから延長はしないという状況でございまして。

ですので、今現在、独自に、下野堂に行く道のところまで管渠が独自で実はもう既に延びております。これは当初、要するに単独処理施設を設けるということで途中から変わりましたが、その前に汚水管渠の大きな管がある程度行っております。これをJRの下を町で通すという形になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第1号 上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第2号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第10、町長提出議案第2号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、令和3年4月13日に発出された消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準策定等について」を踏まえて、消防団員の出勤報酬を創設したく、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、消防団員は、地域消防防災体制の中核的役割を果たす存在でございますが、全国的には減少傾向にあり、団員の確保は喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、消防庁において消防団員の処遇改善を目的に、令和2年12月から令和3年3月まで「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催され、中間報告が提出されました。

この中間報告を踏まえ、このたびの消防庁長官通知が発出されたところでございますが、元来、「消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第13条においては、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」と規定されているところでもございます。

こうしたことから、当町においても、消防団員の出勤、警戒、訓練等の活動実態に応じた報酬及び費用弁償が支給されるよう、消防団員の出勤報酬及び費用弁償の規定について改正を行うものでございます。

次に、改正内容でございます。

まず、第12条は「報酬」の規定でございます。第1項で、消防団員の報酬は「年額報酬」と「出勤報酬」の2種類あることを定め、第2項では、これまで上里町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例において規定していた年額報酬の額を本条例において規定することとし、続いて、第3項において、新たに出勤報酬を創設し、出勤の態様に応じて

報酬を支給することができるよう規定するものでございます。

具体的な支給額といたしましては、災害の場合で、4時間未満の出動の場合は、1回につき4,000円、4時間以上の出動の場合は、1回につき8,000円の支給といたします。ただし、1日に複数回の出動があった場合でも、1日当たりの支給額の上限を8,000円といたします。また、警戒及び訓練の場合については、それぞれ1日につき3,500円を支給するものといたします。

次に、第13条ですが、今回消防庁が新たに策定した「非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準において、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する」とされていることから、第13条の見出し及び第1項中「手当」とあるのを「費用弁償」に改め、報酬に加えて出動の対応に応じて費用弁償を支給することができるように規定するものでございます。

以上のほか、文言及び条文の整理等を行っております。

最後に、附則第1項において、施行期日を令和4年4月1日から施行と定めます。

また、今回の改正に伴い、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例において、消防団員に関する規定が不要になることから、第2項において、当該条例第1条中「もの」の次に「消防団員を除く。」を加え、併せて別表中消防団員の項を削除いたします。

以上、上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） この間の質疑の中で言い忘れたんですけれども、上里は定員になっていると、こういう報告があったと思うんですよね。ところが、来年あたり、また辞める人がいるという話を聞いているんですけれども、実際にこれ、団長が全部当たっていくのか、町のほうにそれに関与して補充をしていくのかというのはよく分からない。

私も今、何人か団員に入れてくれということで話ししたことがあるんですけれども、町のほうにそういう対応をどういうふうにやっているかというのはちょっと見えないので、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） ぐらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 高橋議員の御質問に御説明申し上げます。

新入団員につきましては、各分団ごとの中で地元等当たって探していただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等はございませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 消防団員というのは、火災と災害の発生において従事するわけですが、通常作業というか、災害時の作業というのは、かなり危険が伴う作業になると思うんですよ。何が言いたいかというと、地に足をつけて作業をするとは限らないわけですね。例えば橋上作業等する場合は、やはり危険手当というものが発生する場合があります。ですから、この火災等の消火活動等する場合に、かなりの危険を伴うわけですね。ですから、この条項というか、この項目がなぜないのか、ないなら新たに設けるべきかなというふうに思うんですけども、それについて説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

今回、出動報酬の額の設定につきましては、国の検討会のほうでいろいろ議論を重ねていただいた結果ということで、こちらの額を御提案させていただいております。この額を検討するに当たりまして、幾つかの基準を参考にして検討いただいているというふうなことで聞いております。比較した対象としましては、一般的な最低賃金でございますね、これですとか、もう一つは、予備自衛官の訓練招集手当の額ということで、こちらが8,100円ということになっております。この額、この予備自衛官が従事する内容等とも一番近いのではないかと、この額を採用しているということになっておりますので、ある程度のその辺の作業も含めた形の出動報酬になっているのかなというふうに理解はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今の説明は、ちょっと理解しづらいところがあるんですけども、も

う少し単刀直入に、簡単に、危険手当というのは、字のごとくのなんですよ、字のごとく。だから、これは国が定めるところに合致しなくてもいいと思うんですね。だから、町独自の考えで、これをプラス、要するに危険手当というものを何らかの形で、額とかそういうものは後で詳細詰めればいいことなんですけれども、先ほども言っているように、要するに、皆さん想像つくと思うんですけれども、やっぱり火災と災害に従事するということは、危険がかなり伴うわけですよ。自分の生命というか、けがもそうですけれども、そういうふうな危険が伴う作業に当たって、そういうものを新たに町独自で設けてもいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう考えはあるのかどうかお尋ねします。

○議長（猪岡 壽君）　くらし安全課長。

〔くらし安全課長 間々田亮君発言〕

○くらし安全課長（間々田亮君）　齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

もう一つ、今回この改正を消防庁が助言してきたということにつきましては、今現在の出勤報酬、出勤手当でございますが、今現在は、これがだいたい前の消防庁からの例で出勤手当というふうになっているところで、各市町村によってかなり差があるということでございます。その消防団が災害派遣等で行って、他の消防団と一緒に活動した場合、同じ仕事をしているのに全然待遇が違うということがございまして、その辺は国としても、それぞれの市町村の消防団で均衡を図るべきではないかというのが、もう一つの観点になっております。上里町、特別につくればいいんじゃないかというのは大変ありがたい御意見かと思いますが、今のところ、そういう意味で他市町村との均衡を図って、消防団として同じような待遇にしていくということから、今現在のところは、危険手当というのは考えてはいないところでございます。また、今後何かあればということで、今後、また他市町村の状況も勘案しながら検討していくべき内容かなと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君）　ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君）　大体分かりましたけれども、じゃちょっと例を出して言うと、例えば、団と、消防団と消防署、広域でやっている組織が違うんですけれども、消防署になると、この児玉郡広域消防署になると、はしご車も保有しているわけですね。はしご車を利用して消火活動等をする場合、かなりの高い地にまではしごを延ばして、延長して作業をするわけです。ほかの市町においても、そういった高層ビルとか、高層マンションを保有している自治体は、当然はしご車等はあると思うんですよ。

そうすると、これは先ほど説明があったように、その消防庁、総務省の消防庁から、そういった、こういったお達しが出ているんだと思うんですけども、その辺がちょっと不可解なところがあって、じゃそういったはしご車等を保有している自治体もそういうふうな、同じような扱いなのか、それともそういった上里町の消防団は、はしご車等は保有していないから、そういう規定には当てはまらないのか、その辺について、分かる範囲でちょっと説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 暮らし安全課長。

〔暮らし安全課長 間々田亮君発言〕

○暮らし安全課長（間々田亮君） 齊藤議員の御質問に御説明申し上げます。

ちょっと詳細、確定してはおりませんが、基本的には署は上位消防ということで、正規職員ということでやっております。消防団員は公務でも地方公務員の特別職ということでやっていることをございますので、業務内容としては、そっくり同じということではないというふうには理解しております。ただ、ちょっとそのはしご車に乗るかどうかというのは、申し訳ありません。ちょっと私、今のところ資料がございませんので、申し訳ありません。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第2号 上里町消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第11、町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、人事院規則の改正を踏まえ、「非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等」に関する規定を追加した法案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、改正の概要ですが、昨年8月10日、人事院より「公務員の人事管理に関する報告」が行われ、この中で「妊娠、出産、育児等との仕事の両立支援」が課題として掲げられました。これを受けて、人事院規則において「非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和」及び「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等」を追加する改正が行われました。これに伴い、町職員にも同様の規定を新たに設けたく改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第2条は、「育児休業をすることができない職員」を定めた規定となっており、第3号において、「育児休業をすることができない非常勤職員」について規定しております。

今回の改正により、在職期間1年以上という要件を削除するため、第3号ア中（ア）の規定を削除し、併せて文言整理のため、同号ア（イ）を改正いたします。

次に、第21条は、「部分休業をすることができない職員」を定めた規定となっており、第2条と同様、在職期間1年以上という要件を削除するため、第2号中ア及びイの規定を削除し、併せて文言整理のための改正を行います。

続いて、「育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等」を新たに規定するため、第25条として「妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等」を、第26条として「勤務環境の整備に関する措置」を新たに設けるものでございます。

最後に、施行期日について、令和4年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上、上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 1点質問させていただきます。

女性が働き続けやすい条件が整備されていくということで、いいことだなというふうに思っていますけれども、第2号会計年度任用職員の、ここに該当する女性ですね、どのような職種の方が何人、今現在、上里におられるのかお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

現在、上里町で働く女性の会計年度任用職員、どのような職種の方がいらっしゃるかというところでございますが、各方面、一般事務もいますし、保育士等、また児童館の支援員ですとか、いろいろな職種に就いていただいております。各職場において、妊娠、出産、育児、それと仕事の両立支援を目指してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 各職場にいることは分かっているんですけども、女性のやはり一番多いのは保育園と児童館だということも把握しておりますけれども、そこに何名おられるのか、そして全体で、第2号会計年度任用職員が全体では何人おられるのか。後でもいいですので、お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

現時点でちょっと手元には資料がございませんので、改めてお渡ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 町長提出議案第4号 上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第12、町長提出議案第4号 上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、長幡児童館の複合化計画に伴い、児童館で実施してきた放課後児童クラブを長幡小学校で実施するに当たり、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

まず、概要でございますが、長幡児童館で実施してきた放課後児童クラブを令和4年4月から長幡小学校特別教室等で実施するため、実施場所の変更、保育料の日割りを明文化するため、日数の追加等を加えるため一部改正するものでございます。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

第5条第1項、第6条第1項、「児童館における」を「児童館及び小学校における」に改めます。第5条第2項中「当該月の」の次に「25日を基礎として」を加えます。別表第5条関係下段中の「度」を削除いたします。

最後に、附則でございますが、施行期日について規定しておりまして、令和4年4月1日より施行するものでございます。

以上、上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 関連してお聞きしたいんですけれども、4月から長幡小学校の特別教室棟で新たに保育が、学童保育が始まるということに対しての問題意識は持っていないんです。というのは、公共施設の見直しのところでも順次学校のほうに移動していこうという考え方、それについても私は反対ではないんです。しかしながら、実施主体がどうなるかというところは、いきなり指定管理にしたという経過がありましたので、私は、この条例を変えて新たに学校を加えることそのものは、そうしていかないとできませんので、条例を整備していくしかとないというふうに思っていますけれども、その中身的なことについては、今後もそうした方向で運営を指定管理に全て切り替えていくという考えを持って替えるのであれば、非常に疑問だなというふうに思ってしまうわけなんです。

なぜかという、繰り返しお願いしてきているんですけれども、指定管理は期限が決まっていますので、その都度子どもたちが非常に不安な状況に置かれるということがありますので、そのことと切り離して条例を長幡小学校でやっていくという、環境的にあの場所に移るということについては賛成なんですけれども、その辺で、町長に一度確認しておきたいなというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の質問にお答え申し上げます。

沓澤議員から指定管理ということがありましたけれども、指定管理ではございませんので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 委託契約という形なのかな、正しくは。ごめんなさい。ですけれども、期限を決めての委託契約ですよね。近隣でも大きなところに委託契約をしていたところが、来年度から変わる、上里と同じところが変わるという自治体が近隣にもあります。それで、そこにお勤めしていた大きな、前のところにお勤めしていた支援員の人たちは非常に不安になって、こちらの地域の支援員の募集に応じようか、それとも子どもたちとの関係を維持したいと

ということで、同じところに再度勤めようか非常に支援員たちも苦しんで相談もありました。

そういう経過がありますので、委託ということは期限が決まっています、指定であれ、何であれ、非常にそこに勤める者たちも苦しめますし、子どもたちも不安に、そういうことを踏まえていただきまして、再度町長に今後の長幡小学校を、今回決まっていますけれども、今後も含めて、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の長幡小学校の放課後児童クラブについての御質問にお答え申し上げます。

私は、基本的には公民連携を進めていきたいなど、公の行政のサービスも民間の力を借りることによってサービスをより高めるという方向もあるかと思って、そういったところで、今後沓澤議員の御指摘なところはしっかり押さえながら、一定のサービスレベルといたしますか、サービスレベルをきちんと維持できるよう、必ずその行政のほうの担当者もチェックするなり、監視、監視という言葉はちょっとあれですけども、きちんとやれているかどうか、サービスを維持できているかどうか、そういったところをしっかりと押さえていって、今後も民間の力を借りて、子育ての環境をより一層成長させていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今回の同僚議員のとちょっと関連するんですけども、この長幡児童館が小学校の特別教室に移転して、機能移転するということは、町で初めての試みだと思えますね。以前から周知されておりますように、公設民営という観点でスタートするわけですね。これが要するに、今までは公設公営ということだったんですけども、内容はそういった、変わるわけです。今後も各小学校区でこういった方向で進めていくんじゃないかなという気がするんですけども、そこで一番心配するのは、じゃ1年例えば経過を見て、その評価があるかどうかと思うんですよ、保護者とかいろいろ総合的に。それを要するに、例えば1年間の猶予を見て、PDCAサイクルじゃないですけども、そういったことを活用して、万が一そういった評価が低かったりなんかした場合には、そういう将来のことで、これを今ここでどうのこうのと答弁するのは難しいかと思っておりますけれども、今後、そういったこの公設民営というのを継続していくのかどうか。それとも、それはタイムリーに見直して、いい方向に改善していくのか、

その辺について、考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、民間での放課後児童クラブというのは実際ありますので、そういうところに、先ほど公民連携と申し上げましたが、そういったいいところも含めて、今後評価ということが一番適切かと思えます。きちんと評価してサービスレベルをきちんと維持できる、また、子どもたちの心配や保護者の心配のないように、安全面も考慮して、安心して子どもたちがそこで過ごせる時間を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第4号 上里町放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第5号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第13、町長提出議案第5号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、月の中途の使用開始及び中止等の際の下水道料金の算定

方法を変更するため、所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要及び内容について御説明申し上げます。

下水道使用料は、第21条で使用料の算定方法を規定しており、第22条で汚水排除量の算定方法を定めております。

月の中途の使用開始及び中止等の場合、現行では下水道使用料は使用日数で算定しており、日数により使用料が発生してしまうため、実際に使用された汚水排除量を基に使用料を算定するように今回改正を行うものでございます。

下水道使用料は、水道料金と合わせて請求を行っていることから、その使用料の算定方法を水道料金の算定方法と同様の扱いにし、統一するためのものでございます。

最後に、附則につきましては、条例の施行期日を定めており、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、上里町下水道条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第5号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 町長提出議案第6号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する
条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第14、町長提出議案第6号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第6号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、要介護高齢者介護手当の支給に関して、要介護高齢者の要件を拡充することによって、介護者への慰労及び在宅介護の増進を図るため、本案を提出するものでございます。

次に、改正の概要について御説明申し上げます。

今後、上里町においても高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者の増加傾向が続くことが想定され、それにより介護給付費や介護者の負担が増大していくことと予想されます。

そのような中で、在宅介護をすることが難しい方を介護している介護者の要件を拡充することによって、介護者を慰労し、高齢者福祉を増進させるため、本条例を改正するものでございます。

続きまして、改正条文の内容について御説明申し上げます。

第2条は「要介護高齢者」の要件を定義する規定ですが、要介護状態についての規定の方法を号建てに変更するための文言整理を行い、併せて、第1号から第3号を加えます。

このうち、第1号については、要介護3の場合に「要介護高齢者」に該当する場合の要件であり、今回拡充を行った部分でございます。

最後に、附則でございますが、施行期日を令和4年4月1日から施行するものと規定いたします。

以上、上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今までは要介護4、5の方のみの対象でしたが、要介護3の重度の認知症の高齢者というのが加わったと思います。

それで、この新たに加わった部分も含めて、在宅で介護をされているこの対象者、何名おら

れるのかお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 杳澤議員の御質問に御説明申し上げます。

この条例改正をした時点でございますので、令和3年9月末の時点での人数のほうをお話しさせていただきます。

9月末現在の受給者1,520人、要支援1から要介護5までの人数としますと1,520人でございます。そのうち介護3につきましては200人で、介護4につきましては126人、失礼しました、すみません、介護4が220人、介護5が126人となっております。

このうち、在宅サービスと施設サービスを利用している割合が、介護3の場合、約44%が在宅サービス、40%が施設サービスの利用になります。介護4になりますと、40%が在宅サービスの、施設サービスが47%、介護5になりますと、在宅が30%、施設利用が47%ということで、介護5になりますと、サービス利用をされる方もいる中、入院等により在宅と施設等に利用がないという形にもなってきますので、割合のほうが少なくなっているという状況です。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番杳澤幸子議員。

〔12番 杳澤幸子君発言〕

○12番（杳澤幸子君） 細かい説明ありがとうございます。

結果的には、その在宅で介護をされている方の人数と、3におかれましては、在宅で介護をされていても、重度の認知症ではない方は、この対象外でありますので、その具体的なところをお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 申し訳ございません。杳澤幸子議員の御質問に御説明申し上げます。

今回対象者を算出した時点におきますと、7月のサービス利用の中から推計することになるんですけども、この状態の中、介護3の場合155人の方が、認定者のうち69人の方が在宅サービスを利用されていて、施設サービスが63人、現在、介護4と5で手当の対象者と考えられるのは263人いるわけですが、この時点における手当認定者は37人ということで、申請によって認定はするものではございますが、33%の方が対象者のうちの認定者というふうになっております。そこのところから推計しまして、介護3で手当を受給するとすると、約8名程度が該

当になるのかなというふうに推計してございます。

今回重度の認知症というふうに申し上げておりますのが、主治医意見書の中における認知症高齢者自立度というのがあるんですが、そちらの中で3 B以上ということで、日常生活で支障を来すような症状が出られている方が3以上になるんですけども、その方の中で、その状態が日中見られる方と夜間見られる方ということで区分けがされています。夜間その症状が特に見られる方を3 Bということで区分けをしているので、それ以上の方についてを該当とするというところで考えたところなんです。夜間に起きている状態が長いということは、在宅における介護者の負担も大きいというふうに考えまして、そちらからの区分として対象としようということで決めたところとなっています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第6号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第7号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（猪岡 壽君） 日程第15、町長提出議案第7号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第7号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、国の経済対策を踏まえた保育士等の処遇改善を実施するに当たり、会計年度任用職員の給料、報酬等について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、改正の概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服新時代開拓のための経済対策」において、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子・高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入を引き上げることとされ、保育士、放課後児童支援員等の処遇改善のための補助金が創設されました。これを踏まえ、町営の保育所及び放課後児童クラブである空の杜保育園と各児童館で実施している放課後児童クラブに勤務している会計年度任用職員について処遇改善を図るため、一定の条件下において給料及び報酬に調整額を加えることができるとする条文を加えるものでございます。

具体的には、各条例について、ほぼ同様の条文を加えるもので、「上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」については、報酬の額を規定している第3条に第7項として「前3項の規定に関わらず、これらの規定により算出した第1号会計年度任用職員の報酬の額が勤務の複雑、困難もしくは責任の度合い、または勤務の強度、勤務時間、勤労環境、その他勤務条件が同じ職種に属する他の職に比して特殊な職に対して適当でなく、かつ採用による欠員補充が困難であり、特に必要と認められるときは、規則で定めるところにより適正な調整額を加えた額を報酬の額とすることができる。」旨、規定を追加いたします。

また、「上里町第2号会計年度任用職員の給料に関する条例」についても、同様の規定を追加し、併せて見出しを変更いたします。

最後に、附則でございますが、第1項では、施行期日及び遡及適用について規定しており、施行期日は公布の日からとし、令和4年2月分の報酬及び給料から適用するものとしてございます。

また、附則第2項及び第3項は、報酬及び給料の内払いに関する規定で、令和4年3月分支給時に2月分を加算して支給できるものとする規定でございます。

以上、上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国の制度でケア労働者の処遇改善が図られるということでありまして、対象するところとしては、空の杜保育園と各児童館の支援員の皆さんということでありました。第1号と第2号の会計年度任用職員の方が対象ということでありまして、それぞれ、5館は合計で結構ですので、第1号の方は多分1名ずつで5人なのかなと思ったりもしますが、第2号のほうが、第1号の方も含めて、それぞれ何名おられるのかお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

今回対象となります空の杜保育園、それから各児童館ということでございます。フルとパートの内訳ですが、空の杜保育園の対象者合計で6名なんです、そのうち4名が常勤でございます。2人がパートタイムということでございます。児童館のほうにつきましては、議員がおっしゃられたとおり、フルタイムが5名のパートタイムが21名いて、合計26名ということでございます。空の杜と児童館合計しますと、合計32名が今回の該当者ということになります。

あわせて、先ほど町全体のフルタイムとパートタイムの内訳等を御質問されていたことも併せて回答させていただきたいと思います。

全体での総数になるんですけども、令和3年度、現時点で会計年度任用職員136名でございます。性別の内訳としまして、男性16名、女性120名で、パートタイムの方が118名、うち男性が16名、女性が102名です。残るフルタイムの方は18名いらっしゃいまして、全ての方が女性という状況でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質問はありませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） この会計年度任用職員の給与等の処遇改善ということは別に反対するわけじゃないんですけども、一度、前、この件について一般質問で質問したことあるんですけども、しよせん、この背景は、任用職員の処遇改善するということは、要するに正規職員

に準ずるように持っていつているように見えるんですよ。ということは、業務というか、業務に従事する、その何というのかな、体制というのかな、その責任度というのかな、そういうものが正規職員と同等の立場に置かれて、要するに、我々町民のそういったことに関することを会計年度任用職員にほぼ移行して任せるよ、任せてしまうよというふうに見えてくるんですけども、その辺どうなんですか、今後こういうふうな傾向にほとんどなって、正規職員を要するに、採用を、職員を減らすとか、そういう考えでもってこういうふうなことを今後進めていくのか、ちょっと危なっかしいというか、何か不安というか、安心感が乏しくなるような気がしてならないんですけども、それについてちょっと説明お願いできますか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

会計年度のいろいろ責任とかが増えて、この在り方について御質問いただいたところでございます。

今までも臨時職員という形でいらっしゃった方が会計年度へ移行されているわけなんですけれども、国のほうでも会計年度任用職員についても、我々正職員と同じように、職員としてのしっかりした自覚を持って仕事をしていていただきたいというところで、このような制度に移行しているところでございます。

それに伴いましていろいろ処遇の改善等もございまして、また逆に、それによって守らなければいけないこと等も増えてきているところでございます。今後とも我々正職員と会計年度さんは、共に両輪となってこの町の仕事をやっていかななくてはいけないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それは分かるんですけども、その考え方が、要するに、正規職員とはそれだけの自覚を持って職務に遂行すると思うんですよ。ところが、会計年度任用職員というのは、字のごとく、1年ごとの契約なんですよ、正式には。1年で辞めてしまう場合だってあるわけでしょう、いろいろな都合で。今のところないかもしれないけれども、でも、可能性としてはあり得る、そういうふうな会計年度任用職員に、そういった業務を一任させる、今総務課長が答弁していた両輪となってと言うけれども、その考え方はいいですよ、それで。だけれども、繰り返しになるけれども、1年で、言葉悪いけれども、辞めてしまっ、責任感も

何ないじゃないですか。そこのところをどういうふうにかバーするんですか、じゃ。極端な例です。今言ったようにないかもしれない、今後あり得るかもしれない。だけれども、そういった守秘義務だとか、いろいろな縛りがありますよね。それは守ってもらうのは当然なんだけれども、結局、字のごとくなんですよ。それを今総務課長は両輪という表現をしたけれども、それは本当に当てはまるかどうか。

さっきの妊娠、育児、出産の件もそうじゃないですか、そうやって、じゃそういうふうな事実が発生した場合に、結局、じゃその間、育児とか休んでしまう、しょうがないんですけども、これはいいと思いますよ。だけれども、それを要するに当てにしている職場が、それで本当に機能するののかというのがすごく、何というのかな、疑問を感じるころなんですね。それは何度も繰り返しますが、そういうふうな考えが今後ずっと来ると、要するに町民サービスに支障を来すんじゃないかなというふうに疑問を持たざるを得ないんですね。その辺について、もう一度答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

会計年度任用職員、その名のとおり、単年度の契約でございます。途中で事業が1年で終わるわけではなくて、そこで区切れてしまって、その辺の責任の持ち方等いろいろ心配にお考えになられているのかなと思います。

この事業を進めていくに当たりましては、当然のことながら、我々正職員のほうが中心となって責任を持ってやっていくところでございます。それに併せて、我々のマンパワーで足りない部分を会計年度さんに補充していただいて、できる範囲でやっていただいているところでございます。当然ながら、いろいろな職種もありますし、いろいろなスキルの方もいらっしゃるわけなんですけれども、そういった中で、いろいろ人事評価ですとか面談等もやりながら、その方にふさわしい、しっかりした仕事をやっていただけるような形で我々も努力しているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 今、山田課長から説明ありましたけれども、齊藤崇議員の質問に対して、私のほうでちょっと、私の考えを補足させていただきます。

役場の行政のほうも、定員という、職員の採用についても定員計画がございまして、そうい

った中で、この任用職員は、その定員の中で、どうしても、例えば今回のコロナみたいなときに、国や県から次々と新しい行政サービスを要求されてくると。そういう中で、職員を新たに採用して間に合わない、そういった中で、任用職員という形でいろいろな過去の経験者、それから資格を持っている能力のある方、そういった者を、先ほど山田課長がおっしゃったように、いろいろな角度から面談して、優秀な任用職員を採用しているところがございますので、基本的には行政サービスのほうを維持して質の低下を招かないような体制で取り組んでおるところでございます。

一方、先ほど申し上げましたように、コロナの感染という中で、いかにワクチン接種とかということをやややかに、緊急的にやるという体制も必要でございますので、そういったサービスの維持については、職員が一丸となって努力しているところでありますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） あまりこのことについてしつこく言いたくないんですけども、実際に、今、山田課長は両輪だと、こういうふうに話したんですけども、やっぱり会計年度職員をつくったということは、そもそもいろいろな秘密を知り得ると、そういう中で、守秘義務を守っていく、そういう中で会計年度任用職員というのを入れてやってきたわけだけれども、実際に辞めてしまう人がいるわけですね。何でといたら、職員はそんなに簡単に辞められないと思うんですよ。だけれども、この意識がやっぱり耐えられなくなってしまう、そういう人がこの役場の中で、町の中で現在存在しているんじゃないんですか。

そういうときに、もう辞めてしまったら、あと補助という形も、募集の中でそういう会計年度職員募集していますよというようなことを言っていますけれども、実際に表に出てこない、途中で辞めてしまった、耐えられない、そういう人が現在いるんじゃないですか、いないならいない、いるならいると言っていたらいいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の質問に説明させていただきます。

おっしゃられるとおり、会計年度任用職員に任命されますと、守秘義務をしっかり守っていただかなくてはなりません。また、それは辞めた後も継続していくわけです。そういったことに関して、それを破れば罰則等もございます。それなんで、みんな今しっかりやっていただいていると私は考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

5 番仲井静子議員。

〔5 番 仲井静子君発言〕

○5 番（仲井静子君） 今の課長の答弁は、耐えられなくて辞めた人がいるかということをお答えしていないと思いますが、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 仲井議員に御指摘いただいたとおり、説明が足りませんでした。申し訳ございません。

そういったことに耐えられなくて辞められた方というのはいないと考えております。

以上です。ないと思ひます。

○議長（猪岡 壽君） 3 番高橋勝利議員。

〔3 番 高橋勝利君発言〕

○3 番（高橋勝利君） だから、あまり言いたくないんだけど、総務課長はないと言っていますよね、実際に。今年度について、ゼロということではよろしいんですか。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 高橋勝利議員の質問に説明させていただきます。

先ほど申したとおり、会計年度については随時面談等も行います。また、そういった人事評価等も行っている中で、その方の状況を把握してやっているとございませぬ。そういったことで、そういった、それに耐えられなくてということでは、お話は私のほうでは伺ってございませぬ。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第7号 上里町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び上里町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

ての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からといたします。

午前10時32分休憩

午前10時50分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第16 町長提出議案第8号 第5次上里町総合振興計画基本構想の変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第16、町長提出議案第8号 第5次上里町総合振興計画基本構想の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申しあげました議案第8号 第5次上里町総合振興計画基本構想の変更について提案説明を申しあげます。

初めに、提案理由でございますが、上里町では、平成29年3月に、第5次上里町総合振興計画を策定し、将来像を「ひと・まち・自然が共に輝く“ハーモニータウン かみさと”」と定め、前期基本計画に基づき様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、気候変動の影響によると考えられる自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、そして少子・高齢化の進展といった課題への対応や、さらにはSDGs、Society5.0といった新時代への対応が求められるようになりました。

こうした状況の中で、これまでの町づくりの成果を継承・発展させつつ、住民一人一人が力を合わせて新たな時代に挑んでいくための町づくりの指針として、令和4年度から令和8年度を計画期間とする後期基本計画の策定を行うに当たり、基本構想の一部が変更になることから本案を提出するものでございます。

具体的には、この後期基本計画を策定するに当たり、基本構想のうち、「将来像」、「5つの基本理念」、「20の基本目標」は変更しませんが、各基本目標の「施策分野」と「土地利用基本構想」の一部、また、基本目標とSDGsの関係性が分かる表を追加するなどの基本構想

の一部を変更するものでございます。

以上、第5次上里町総合振興計画基本構想の変更についての提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大体、ほぼ見直しましたけれども、言葉がちょっと変わっているぐらいで、今までの、前期の部分とほぼ変わらない内容だったかなというふうには思っています。しかしながら、提案理由の説明で述べていただきましたように、今、コロナ禍という新たな問題、それと地球温暖化という非常に重大な課題が投げかけられてきています。そうした部分があるのかどうか、どのように反映されているのかなというふうに見ますと、ちょっとこの20に分けられた基本目標の中の健やかで安心な町の部分であるとか、保健医療の充実のところですね、それと快適で安全な町のところの8番の環境保全の推進、こうしたところの文面が、今提案理由の説明をしていただいたことに照らしますと、見受けられないなという感じがするんですね。その辺について、もうちょっと具体的にになっていたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、お尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 御質問ありがとうございます。沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

御指摘のコロナですとか、地球温暖化ですとか、そういった社会情勢、時事を捉えた具体的な表現というところの御意見かと思えますけれども、基本的には、今回お諮りさせていただいているのは基本構想のみといった形でございます。

昨日の全員協議会におきましての資料で、基本計画も添えてお渡しはさせていただいておりますけれども、基本的には、この10年間の第5次上里町総合振興計画という長いスパンの中で、かつ最上位計画という形の中で、そういった長い、ある意味、最上位として時事ネタを入れていかなければいけないという観点がございますけれども、こちらの部分については、今回の基本構想の部分には、当たらない部分にはなりますけれども、序論のほうに、そういった部分は表現を入れさせていただいているとかございます。計画策定の目的というところで、ちょっとすみません、本日の議会資料にはおつけできていないですけれども、昨日の基本計画案、そち

らのほうを御覧いただきますと、その基本構想の前に、序論というカテゴリーがございますけれども、そちらのほうに、例えばですけれども、地球規模での気候変動の影響によると考えられる自然災害の増加ですとか、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりということで、これまでに経験したことのない課題への対応ということは、これは対応に迫られているということは、その計画策定の目的の前段において、その表現を盛り込ませていただいております。

ですので、後は、具体的には各分野の個別計画等々で、そういった部分をより深堀していく必要は今後の各計画の見直し等々で必要かなと思いますけれども、あくまで最上位計画という立ち位置の中で、そういった、議員に取られたら、ちょっと物足りない表現になっているのかなという御意見かと思っておりますけれども、私どもとしても、できる限り盛り込める表現としては、そういったことで盛り込ませていただいているということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 今回の総合政策課長の説明でいいんですけれども、ハーモニータウンかみさとというのは、ずっと平成29年からうたっているわけですよ。どうも、私この、人とあれが共に輝くというのがピンとこない。今、同僚議員が言いましたコロナのとか、そういうことが、いろいろ国自体が全体的に大変な時期に来ている。そういう中で、このハーモニータウンという言葉がどれだけこの町民にしみ込んできたかということを考えると、ちょっとこの言葉というのがマッチしていないようにも取れるんですけれども、総合政策課としては、この辺のところについては、どういう認識で、この第5次計画というのを出したのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） ただいまの高橋勝利議員の御質問に説明させていただきます。

そういったハーモニータウンかみさとのコンセプトの部分につきましては、平成29年策定時に、向こう10年間のコンセプトという形で位置づけさせていただいたものでございます。

御指摘の点で、そういったコンセプトが浸透していないのではないかという御意見もあろうかと思っておりますけれども、また、ここの部分をより後期基本計画でも進化させていくべく、そのコンセプトは引き継いでおります。御理解ください。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私もいただいた資料をちょっと目を通して、後ろのほうに、確かにそうした文面が載っておりました。そのとき、そのときの時代背景というのは確かにあります。しかしながら、この地球温暖化という問題はもう避けて通れない、今後ずっと、じゃ1.5度に抑えたからそれでいいかと、抑え続けていかななくてはいけないという、時事的な問題とか、そういうレベルではないと思っています。

ですので、やはり基本構想の中にしっかりとそのことはうたい上げてほしい、それがなかったら、どんなに優しい町づくりを進めていても、大災害は免れないし、生きていくことも困難になっていくわけですので、私もウイルス的な新たな、そういうコロナのことは、コロナとその名目を入れてほしいというわけではないんですよ。ですけれども、やはり新たな脅威に向けてのもうちょっと何というんでしょうか、構想ですから、基本的な構想ですから、そこをしっかりと押さえなければ、細かい手だてというのはできないと思うんですよ。ですので、この2つは私譲れないなというふうに思っています。どうでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 豊田貴志君発言〕

○総合政策課長（豊田貴志君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

基本構想に盛り込んだらどうかというところの部分ですね、こちらの町としましても、そういった普遍的な課題ですね、地球規模の課題というところは。基本構想には今回、特に環境の分野について、そういった、こういった文言をお求めかはちょっと存じ上げませんが、その表現がなかったとしても、当然地球温暖化に対する取組ということは、普遍的に取り組まなければいけないということで承知をしております。

先ほど申し上げましたように、基本構想ではないものの、前段であります、そもそもの計画策定の目的という項におきまして、そこを環境問題についても触れさせていただいている部分がございますので、当然やっていくべきものというふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 全体を通して見ていくと分かります。部分的に確かに入っています。しかしながら、住民に説明するとき、やはり私たちに、議員たちにも見せているこの基本構想、

ここが中心になってくると思うんですよね。

そうしたときに、私の質問にもうなずいていただいているので、それ納得して、町長も納得していただいているのかなというふうに思いますけれども、やはりインパクトが、やはりそういう町の一番大事な基本計画でありますので、るる、こっちはこういうふうに書いてありますよと、細かい計画のところにはこういうふうに落としてありますよというのではなくて、きちっと、まだできていない段階ですので、是非手直ししていただければなというふうに思うところです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員から第5次振興計画についての御意見ありがとうございました。

私も沓澤議員の考えといたしますか、私自身も地球規模の温暖化というのは、人類これからの未来の1つの大きなテーマであると思っております。

1つには脱炭素社会、それから今回の振興計画の中ではSDGsの17の項目が取り入れられております。それははっきりうたっておりますが、確かに脱炭素社会を目指すとか、カーボンニュートラルの社会にするんだと、そういったような面が少し足りなかったのかなというところで、もし追加できるのであれば、そういったところを町民の皆様に理解いただくよう取り組んでいく町の姿勢として、計画の中に折り込められるかどうか検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私が今提案したことに対して検討していただくということになりました。ですので、これを、この原文のままで上程されていますので、どうしましょうと、検討していただけるということで採択はできないと思うんですけれども。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の質問にお答え申し上げます。

私のあれですね、脱炭素社会、カーボンニュートラルという話をしましたが、先ほど言いましたように、SDGsという中で、一応計画の中に上げておりますので、そういった中で具体的な、これ最上位計画ですので、具体的な下位の中でその辺を折り込んでいくということで御

理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第8号 第5次上里町総合振興計画基本構想の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第17 町長提出議案第9号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第18 町長提出議案第10号 上里町町道路線の認定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第17、町長提出議案第9号 上里町町道路線の廃止についての件、日程第18、町長提出議案第10号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第9号及び第10号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、現在、道路形状がないこと及び払下げ予定があるため、町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元に配付いたしました廃止路線調書のとおり2路線でございます。

町道2380号線は、未供用路線であり、平成7年3月24日の認定日より、これまで供用が開始されておらず、道路形状もないため廃止いたします。

町道7346号線は、道路形状はなく、地先の土地所有者の意向を踏まえ、払下げを予定してお

ります。

以上、上里町町道路線の廃止について提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続いて、御提案申し上げました議案第10号 上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路用地の収用及び寄附採納等により、町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものでございます。

具体的には、お手元に配付いたしました認定路線調書のとおり5路線でございます。

まず、町道3340号線、町道6419号線及び町道7397号線につきましては、宅地造成に伴う位置指定道路の寄附によるものでございます。

次に、町道5834号線につきましては、開発行為に伴う道路用地の帰属によるものでございます。

また、町道6420号線につきましては、道路用地として土地を収用したことから、認定するものでございます。

以上、上里町町道路線の認定について提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 町道廃止のほうで2380号線、昨日ですか、全員協議会で示されたこの写真のほうを見ますと、現状、この道路敷であろうところに、これ写真なんで分からないんですけども、車両があつたり、何か建物が見えたりするんですけども、現状どのような状況になっておるのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷克俊議員の御質問について御説明いたします。

これはあれですね、写真ではちょっと車両がかぶっているようには見えるんですけども、実際には、すみません、車両を置いてある裏側の道路になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑ありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 植原です。

道路線の認定について、ちょっと質問したいと思います。

昨日の全員協議会と今の副町長のほうからの説明で、位置指定道路があるということなんですけれども、もう一度路線名とか路線番号、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原育雄議員の御質問について御説明いたします。

位置指定道路については、町道の3340号線、それと町道6419号線、それと町道の7397号線でございます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 位置指定道路が3本、この中に道路線の認定について入っているわけなんですけれども、位置指定道路の関係は、県の仕事になると思ひまして、以前、熊谷にある出先機関の所長の話では、以前は口頭によって市町村を指導していたということを聞いております。今回、この3つの路線の位置指定道路について、文書で指導されているかどうか、そこら辺の確認をしたいと思ひます。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原育雄議員の御質問について御説明いたします。

先ほど申し上げました3路線のうち、まず、1番目の町道3340号線、それと、3つ目に御説明しました町道7397号線、こちらについては、開発協議案件でございますので、書類で指導をさせていただいているところでございます。

また、もう一つの町道6419号線については、開発協議案件ではないというところなんですけれども、こちらについては、開発業者のほうから寄附申請があったものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 上里町内、場所を言いますと、古新田の地区なんですけれども、開発業者が25センチの幅を残して町に寄附採納された案件があります。いまだに、この開発業者と

寄附を受けて町の道路と、道路に認定された隣接の住民の方との間でトラブルになっています。いまだにトラブルが続いています。今回の位置指定道路について、開発業者が所有する部分を残して町に寄附されているかどうか、これは本当に大事なことで注視する必要があると思います。確認するために、開発業者が、その開発業者の所有する部分を残して町に寄附採納の申出があったかどうか、そこら辺の確認をしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原育雄議員の御質問について御説明いたします。

そちらの古新田地区での寄附採納については、開発業者のほうから、その道路を寄附採納したいという申出がございました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございますか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 開発業者から寄附採納の申出があったということで、町ではその部分について何の、何というんですか、これが将来どのように影響するとか、そういうのは全く感じなくて、寄附採納があったから受けた、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原育雄議員の御質問について説明させていただきます。

町としては、当時開発業者のほうから寄附採納の申請があったときに、今ある住宅との接道の部分でもございますので、その部分が25センチ開くということで、町としては後々問題になるという認識はございました。しかしながら、町としても、基本的にはその道路形態、町の基準を満たしていれば寄附採納を受けるところなんですけれども、そういった事情もありましたので、当時、その接道されている住宅の方、住宅所有者の方に同意書を頂いた上で、町として寄附採納を受けたという、そういった経緯でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第9号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより、議案第10号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第19 町長提出議案第11号 工事請負契約の変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第19、町長提出議案第11号 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第11号 工事請負契約の変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、（仮称）リバーサイドロード築造工事の契約金額を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び上里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出するものでございます。

現在施工しております（仮称）リバーサイドロード築造工事につきましては、令和3年第4回臨時会において御議決をいただき、木村工業株式会社と1億1,649万円で工事請負契約を締結いたしました。

当初、築造工事の規模といたしまして、工事延長430メートル、幅員9.5メートル、主な工事内容は、舗装工3,274平方メートル、擁壁工343メートル、縁石工426メートル、側溝工854メートル、集水ます工16基、区画線工1,074メートル、その他、土工・構造物撤去工一式となっております。計画した工程に基づき築造工事を進めてまいりましたが、工事の内容を変更すべ

き事案が発生し、工事内容の変更に伴い、請負金額の変更が生じるため、本案を提出するものでございます。

主な変更点でございますが、農業用排水路脇の掘削において、掘削時に排水路より浸水があり、ポンプによる排水を実施いたしました。また、管渠工において、農業用水管の管種を担当課と協議し、VU管をVP管に変更いたしました。その他、各項目につきまして、数量に若干の増減がございました。

以上、御説明申し上げました工事内容の変更に伴い、工事請負額につきまして、当初の1億1,649万円に対し172万1,500円を増額し1億1,821万1,500円とするものでございます。

以上、工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 素人なのでちょっと分からないんですが、管の変更の理由というのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤幸子議員の御質問について御説明いたします。

今回、管種をVU管からVP管に変更した理由でございますが、設計時には既存の農水管がVU管でございました。そういったことから、同じくVU管での切り回しを予定しておりましたが、発注後に担当課と協議しまして、今回リバーサイドロードにつきましては、大型車が通行する幹線道路となることから、万が一漏水した場合の危険性を最小限とするために、強度の強いVP管に変更するといった措置を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第11号 工事請負契約の変更についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 町長提出議案第12号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

○議長（猪岡 壽君） 日程第20、町長提出議案第12号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第12号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。

埼玉縣市町村総合事務組合の構成団体である埼玉県都市競艇組合が、その名称を変更することを受けて、同総合事務組合の規約の一部を改正するため、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をいただきたく、本案を提出するものでございます。

次に、議案の概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

埼玉縣市町村総合事務組合は、59の市町村と本庄上里学校給食組合など36の一部事務組合で構成され、構成団体職員の公務災害補償や交通災害共済、退職手当に係る事務などを執行している一部事務組合でございます。その構成団体である埼玉県都市競艇組合においては、令和4年4月1日から地方公営企業法を全部適用する団体へと移行し、名称を埼玉県都市ボートレース企業団に変更することとなりました。これに伴って、「埼玉縣市町村総合事務組合規約」、別表第1及び第2に記載されている「埼玉県都市競艇組合」との表記を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改め、附則において、令和4年4月1日から施行することとし、この件を関係地方公共団体と協議を行うものでございます。

ついては、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第12号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からといたします。

午前11時28分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議を続行いたします。

◎日程第21 町長提出議案第13号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第21、町長提出議案第13号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第13号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7,197万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億7,903万7,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の

区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものとございます。

第2条は、繰越明許費の追加について、「第2表 繰越明許費補正」によると規定するものとございます。

第3条は、地方債の変更及び廃止について、「第3表 地方債補正」によると規定するものとございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1町税は267万9,000円の増額補正となり、環境性能割の増額となっております。

款10地方特例交付金は5,482万円の増額補正となり、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を増額するものとございます。

款11地方交付税は2億1,581万9,000円の増額補正となり、交付額の確定に伴い増額するものとございます。

款13分担金及び負担金は472万円の増額補正となり、保育所運営費保護者負担金、保育所運営費管外受託分の増額となっております。

款15国庫支出金は1億7,772万7,000円の増額補正となり、主な内容は、社会資本整備総合交付金（道路事業）、学校施設環境改善交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金などの増額や児童手当交付金、子育てのための施設等利用給付交付金などの減額となっております。

款16県支出金は698万5,000円の減額補正となり、主な内容は、保険基盤安定負担金（国保分）、地域子育て支援拠点事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金などの増額や、新規就農総合支援事業費補助金、保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）、子育てのための施設等利用給付交付金などの減額となっております。

款17財産収入は322万8,000円の増額補正となり、普通財産売払代金と公共施設等用地取得及び施設整備基金利子や減債基金利子などの増額となっております。

款18寄附金は1,040万円の増額補正となり、一般寄附金の見込額について、増額するものとございます。

款19繰入金金は8,164万1,000円の減額補正となり、主な内容は、教育施設整備基金繰入金、国民健康保険特別会計繰入金の増額や財政調整基金繰入金、公共施設等用地取得及び施設整備基金繰入金の減額となっております。

款20繰越金は1億942万1,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

款21諸収入は1,968万5,000円の増額補正となり、主な内容は、後期高齢者医療給付に要する経費負担金、清算金の増額や消防団員退職報償金などの減額となっております。

款22町債は2億6,210万円の増額補正となり、主な内容は、中学校管理運営事業債、リバーサイドロード事業債、児玉工業団地アクセス道路事業債の増額や中央・長幡保育園改築事業債、図書館運営事業債の減額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して7億7,197万3,000円を追加し114億7,903万7,000円とするものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

歳出について御説明申し上げます。

款2総務費から款5農林水産業費及び款7土木費、款9教育費の各項目の主な共通点として、決算見込みに伴う給与費の減額補正がございます。

初めに、款2総務費は3億2,367万2,000円の増額補正となり、主な内容は、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、減債基金積立金、社会保障・税番号制度関連システム開発業務委託料などの増額や町内公共施設非接触検温カメラ購入費、清掃・設備保守点検管理業務委託料、町コミュニティ協議会補助金などの減額となっております。

款3民生費は1億758万8,000円の減額補正となり、主な内容は、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金、長幡児童館施設備品購入費、補装具給付費などの増額や国民健康保険特別会計繰出金、中央・長幡保育園改築事業に係る工事請負費、後期高齢者医療特別会計繰出金などの減額となっております。

款4衛生費は2,325万6,000円の増額補正となり、主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約システム・コールセンター委託料、各種予防接種委託料、上水道の出資に要する経費などの増額や新型コロナウイルスワクチン接種協力支援事業補助金の減額となっております。

款5農林水産業費は458万2,000円の減額補正となり、主な内容は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、町内担い手応援給付金、農業委員会事業に係るタブレット端末購入費の増額や新規就農総合支援事業費補助金、農業集落排水事業特別会計繰出金、環境保全型農業直接支援対策補助金などの減額となっております。

款6商工費は247万6,000円の減額補正となり、商工業振興事業に係る消耗品費の増額や産業・観光事業等推進会議補助金、指定企業奨励金の減額となっております。

款7土木費は1億6,931万5,000円の増額補正となり、リバーサイドロード築造工事費、神保原駅北まちづくり計画策定等業務委託料、道路新設改良事業に係る補償金の増額や道路改良舗装等工事費の減額となっております。

款8 消防費は79万7,000円の減額補正となり、消防施設整備事業に係る修繕料の増額や消防団員退職報償金の減額となっております。

款9 教育費は3億9,609万2,000円の増額補正となり、主な内容は、中学校管理運営事業に係る工事請負費、教育施設整備基金積立金、新型コロナウイルス感染症対策応援事業に係る消耗品費の増額や子育てのための施設等利用給付事業負担金、町立図書館内部改修工事、乾武マラソン大会実行委員会補助金などの減額となっております。

5ページを御覧ください。

款10 公債費は2,500万3,000円の減額補正となり、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

款11 諸支出金は8万4,000円の増額補正となり、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、減債基金積立金、財政調整基金積立金などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して7億7,197万3,000円を追加し、114億7,903万7,000円とするものでございます。

次に、6ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正につきましては、総務費の総合行政情報システム事業440万1,000円、衛生費の予防対策事業5,685万6,000円、農林水産業費の農業委員会事業28万円、土木費の道路新設改良事業1,067万7,000円、児玉工業団地アクセス道路事業7,609万6,000円、リバーサイドロード事業1億6,666万7,000円、駅北まちづくり事業2,638万4,000円、教育費の新型コロナウイルス感染症対策応援事業900万円、中学校管理運営事業3億1,218万円を繰越明許費補正として追加するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

第3表 地方債補正につきましては、起債対象となる事業費の確定や見直しなどに伴いまして、中央・長幡保育園改築事業8,530万円を7,630万円に、児玉工業団地アクセス道路事業440万円を2,630万円に、リバーサイドロード事業440万円を7,150万円に、中学校管理運営事業980万円を1億9,780万円に、それぞれ起債限度額を変更し、図書館運営事業590万円を廃止するものでございます。

以上、令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明いたします。

○議長（猪岡 壽君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 豊田貴志君補

足説明]

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

[1 2 番 沓澤幸子君発言]

○1 2 番（沓澤幸子君） 3 ページの、この長いほうの3 ページのところ、条例でも出てきていますけれども、保育士等処遇改善臨時特例交付金、入のほうでは346万6,000円、今回は10割、100%国庫で対応するという、来年の10月以降に関しては、また負担割合がそれぞれ変わってくるようでありまして、そういう中で、ちょっと私ここを計算しましたけれども、民間学童で28万2,000円、法人の私立保育園、幼稚園等で278万5,000円、各児童館で1万8,000円掛ける5と、公立の保育所で5万4,000円、それ足してみたところ、ちょっと合わないんですね。25万5,000円ぐらいちょっと合わないの、その分はどこに行っているのかなということとをちょっと確認させてもらいたいですけれども。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

[子育て共生課長 飯塚郁代君発言]

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、歳入で組ませていただいたものは国庫支出金ということで、全ての事業費のほうを組ませていただいてあります。歳出の部分につきましては、まず、公立の部分についてなんです、まず、処遇改善につきまして、現予算で賄う部分につきましては、そちらで支出するという、歳出のほうを組んでございませぬ。七本木、東、長幡、神保原、賀美につきましても、構成員等の加算分が補正をしないといけないということで、各1万8,000円の2か月分です、9,000円掛ける2か月分の補正をさせていただいて、ほかの指導員、支援員の加算分については、現予算のほうで調整のほうをしております。

それから、民間の放課後児童クラブの部分につきましては、おおむね13人ということで、国のほうから示されている計算の仕方がございまして、常勤換算をさせていただいて、そこに計算式を当てはめて、13人分ということで、2か月分の予算のほうを計上させていただいてあります。民間保育園におきましても同様に、国のほうから示されております計算式、そこに当てはめまして、民間保育所5園と認定こども園の1園分を計算させていただいて、歳出のほうを組ませていただいたような状況となっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国のほうは、配置基準分で組んでいると思うんですよ。多くの保育所においては、国の基準よりも多く職員を配置していると思うんですね。公立のほうで会計年度任用職員等にも、この処遇改善を充てていくという考え方に立ちますと、私立の保育園、または民間学童保育所に対しても、正規職員だけではなくて、やはりケア労働者として対等の仕事をしている人たちに対して、計算方式に当てはめて時間割でやっていくんだというふうには思うわけなんですけれども、先ほどの課長さんの説明の中で、保育所については5園プラスこども園の1園ということでしたけれども、幼稚園教諭等処遇改善の部分ではどのようになっているのか、この法人立保育所等運営助成事業のところの278万5,000円について、もう少し詳しく御説明願えませんか。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御問に御説明をさせていただきます。

補助額の算定につきましては、国が別に定める年齢区分別の補助基準額というものが示されております。それが月額になるわけなんですけれども、そこに年齢別の平均利用児童数、そこに事業の実施月数等を乗じて計算をするような形となっております。常勤換算ということなので、7.75以上の勤務をしている保育士なり、児童クラブの勤務者の計算となりますので、こちらで、その計算式等に当てはめて計算したところ、このような数字になっているというふうな状況です。

同じく、放課後児童クラブにつきましても、基準の、補助の基準額、月額というものに、示されているものに対象者数と実施月を乗じてということで計算のほうをしております。

幼稚園の部分につきましては、町のほうは直接、県のほうであれですよ、やられているところなので、もちろん子育て共生課が関与するところではもちろんないんですけれども、教育委員会のほうでも直接は、支出は組まないというふうなお話は伺っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 同じ3ページの先ほどの総合政策課長の説明の子育て共生課、七本木児童館のところの需用費で燃料費が1万8,000円、これ何か空調というか、エアコンが壊れたので代替ですと、ストーブ等使用したんだと思うんですけれども、次のページで、神保原児童館の空調設備、これ工事費とありますね、18万7,000円。これは要するに修理したんじゃない

かなと思うんだけど、これ新設じゃないですよ。片や、要するにストーブ、簡単に言えばストーブで代用しているのに、神保原児童館については、空調工事していると、この差というのは何なのか、説明してくれますか。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

七本木児童館のほうで燃料費のほうを補正させていただいたところなんですけど、七本木児童館と、それから男女共同参画推進センターの共有部分の空調が不具合を起こし、全体的な、どこに原因があるのかというふうなことを今後工事設計のほうをさせていただいて、来年度に向けてどういった対応ができるかというのを大々的に少し検証してみましようというふうな話になっております。一つ一つのお部屋をエアコン入れて直すということではなくて、あそこの複合館全体を、どこに不具合があるのかということのを来年度以降ちょっと見直していこうということで、臨時的ではあるんですけども、この冬と、それから来年、その設計なり工事になるまでの間はストーブ等で対応しましようということで、このような予算を上げさせていただきました。

神保原につきましては、ここ何年かは少し不具合があるお部屋もあったんですけども、今回相談室、子どもが、具合が悪いときに休むような、その場所のみが今不具合を起こしていますので、ここは家庭用のエアコンで代替が利くということで、工事費のほうを上げさせていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑等はございませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次は、産業振興課のところ、町内農業担い手応援給付金事業のところ100万円計上しているんですけども、先ほどの説明ですと、米価の下落をカバーするというような説明だったと思うんですけども、具体的に、この100万円の要するに給付金で、具体的にどのような、その何というのかな、給付するのか。要するに、この農業従事者というのはかなりいると思うんですよ。だから、その1ヘクタール当たりに対してなのか、その収穫高によって、昨年、例えば60キロは1万円していたのが8,000円になったとか、それに対しての給付の仕方というんですか、それを具体的に、どういうふうにこれ、単純に100万という計上しているけれども、するのかわいたいと思います。説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず初めに、コロナによって受けた影響というものは、農業というもの自体全体を見ますと、そんなに大きいものではないというところがございます。それは各ヒアリングで行っておるところでございます。

ただし、農家の花卉、畜産、あるいは認定農業者、認定新規農業者等々、町の農業を担っていく中心的な人たちや影響を受けている人たち、こういった方々に応援する意味で給付金を1件当たり5万円給付しましょうという形でございます。このたび、米価の下落を受けまして、今回転作、いわゆる経営所得安定対策事業に協力いただいております営農計画を出していただいている食用米を1反、1,000平米以上作付している米農家を該当ということで、農家数を算出したところがございます。該当する計算の仕方については、農業の特殊性を見まして、連続する、令和3年1月から12月までの間の連続した3か月間の売上が、前年あるいは前々年の同月比で15%以上減少しているという農家を見込んでいるところがございます。件数については、5万円でございますので、20件というところで見ているところがございます。これについては、15%のこれまでの執行率等を勘案して計上したものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 今、先ほど総合政策課長が説明したのは、概要で米価の下落というのが頭に私残っていたんですけども、今、産業振興課長が言うには、花卉だとか云々といういろいろ並べてくれましたよね。最終的にそれで町の第三弾かな、独自の支援で前年比15%以上の、要するに下落、収入が下がった方に対して、1月31日までか、申請すれば5万円の給付をしますよという町独自の第三弾の施策あったと思うんですけども、それを延長するという、単純に延長するという感じで捉えていいんですか。

○議長（猪岡 壽君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） 齊藤崇議員の御質問に御説明申し上げます。

まず、期間は1月31日から3月15日に延長しております。そして、先ほど申しあげました該当する農家、これにちょっと私説明足らずに恐縮でございました。米農家ですね、いわゆる、営農計画の米販売農家として登録してある農家の方を対象に加えて実施したというものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 生涯学習課のところなんだけれども、図書館運営事業のところ、工事請負費、町立図書館内の内部改修工事、これが353万1,000円減額になっているんですけども、これはあれですか、当初予算で計上していた工事だと思うんですけども、ちょっと資料がないので、内部改修工事というのは、具体的にどういう工事をやったのか教えていただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 金井憲寿君発言〕

○生涯学習課長（金井憲寿君） 齊藤崇議員の御質問に説明させていただきます。

町立図書館の改修工事につきましては、図書館ホール内のLEDの改修工事になります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど議論していました産業振興課の町内農業担い手応援給付金なんですけれども、給付金自体の期限が延びましたけれども、農家の方たちの申請というのは非常に少なかったんですね。ですので、それは予算として新たに組んでいたと思うんですよ。それで、ここ、先ほどの課長の説明ですと、新たに米農家の方を対象に加えましたという説明でしたけれども、それですと、今まで米農家の方は申請対象になっていなかったんだなど、私改めて思ったんですけども、そういう申請型の給付金、今現在どのぐらい農家の方たちが延ばして、期限延ばしたことによって申請が進んでいるのかどうかということもお聞きしたいんですけども、なかなか商工業の方たちとは違って、申請が進まない経緯があったと思うんですね。

それで、この米農家の人たちの支援対策とすると、やはりコロナの影響はないと言っても、外食が減ることによって米がダブついたりとかいう形で、価格の下落が著しいわけですね。そこをきちっと補償していくような、次の、来年度も米を作ろうという意欲を持っていただけるような支援策が必要なんじゃないかなというふうに思うところです。

だから、1件当たり、1人当たり5万円とかいうんじゃなくて、米の作付面積も違うことでありますので、多くの自治体では、そういう種代とか、そういうのを補助するとか、そういう

制度も取り組んでいると思いますけれども、そうしたことは考えなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山下容二君発言〕

○産業振興課長（山下容二君） まず、米農家については、認定農業者の中で包含されておりますので、該当がしていなかったというものではございません。ただ、米農家で認定農業者になっていない農家もいらっしゃるということなので、その部分を拡大させていただいたというところがございます。

もう1点が、農業に関しては、米一本というより、上里町の特徴としては、複合経営をしております。何かの品目が落ちた場合、何かが該当するような形でっておりますので、農業全体の影響、コロナの影響という部分では多く受けていないというのは確認させていただいております。

それと、次期作についての種代等々というのは、例としては米どころの大きなところでやっているというところは認識しております。次期作についても検討等はしましたが、やはりお米の減反政策のバランスだったりとか、様々な制度、それと、まずもっては現年産の、令和3年度産の米価の下落に対応するという部分で今回の米農家への支援を拡大したところがございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 5ページのまち整備課のリバーサイドロード事業についてお尋ねしたいと思います。

令和3年度が430メートル、それで、この今回提案されたものは380メートルという全協での説明でした。この430メートルに対して、補正かかりまして1億1,821万1,500円、380メートルに対して1億6,667万7,000円、物件補償等が必要な部分なんじゃないかなと思いますので、その内訳についてお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤幸子議員の御質問について御説明いたします。

今回、補正予算で計上させていただいておりますリバーサイドロード事業、こちらについては、全額工事費でございまして、1億6,666万7,000円については、令和3年度の当初予算で計

上していただいた工事の変更は含まない形で、全額令和4年度に実施する工事の工事費になります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 議員の皆様に申し上げます。

発言する場合は、議席番号を必ず申し上げてからしてください。よろしくお願いいたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

私も工事費というふうに書いているので、工事費なんだろうなというふうに思ったんですけども、430メートルと380メートルで、距離的には短くなるわけですね。それで、先ほどの補正を組んで令和3年度の事業が1億1,821万1,500円であったので、ちょうど説明していただいた箇所に物件、あれおかしいなというふうにちょっと思ったんですね。工事の何か内容的なものが変わるのかどうか、ちょっとごめんなさい、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 沓澤幸子議員の御質問について御説明いたします。

メートル当たりの単価が高くなっているというところに対しての御質問かと思えます。

一応、内容としては、今回施工する380メートルの区間については、土留めのためのちょっと護岸工事がありますので、そういった意味で令和3年度に実施した工事よりも、そういった構造物の整備が含まれることから、メートル当たりの単価が増加してしまっていて、こういった形になっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 7番、齊藤です。

先ほどの七本木児童館のことでちょっと、納得ちょっとできないところというか、もう少し詳しく説明してほしいんですけども、これ灯油を使うのは構わないんですけども、先ほどの説明だと、今シーズン、それから来シーズンという言葉も出てきたんですけども、そうすると、すごい何か大がかりな不具合というか、要するに児童館の空調機だから大型で、1基で結局は何部屋もカバーできるような、そういった空調機だと思うんですね。

それで、今回、この灯油を使って寒さをしのいだんだと思うんですけども、これを要する

に、来シーズンまでそういった形で委託業務かけて調査しないと、それとも即修理が不能だからと言って、新しいものに交換するというふうな考えがあるのか、その辺もう少し具体的に説明していただけますか。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回、先ほどの御説明でちょっと不足があったんですが、ストーブのほうで対応しているのは事務室のみということで、ほかの子どもの保育室等については、特に問題なく使えているような状況です。この後、当初に、その設計の予算のほうを計上させていただいて、その後、空調設備のほうの工事をさせていただく間の臨時的な対応ということで、事務室についてはストーブ対応、それから、一番大きいのは子どもの遊戯室の部分の冷房が利かない状態になっていますので、そちら夏場が、子どもが暑い状況で、そこで遊べなくなってしまうというような状況が出てはしまうんですが、そこは窓等を開けて、時間等を見ながら保育をし、通常子どもがいる保育室については、空調のほうは動いているような状況です。

男女センターのほうにつきましても、セミナーホール、それから会議室のほうは空調のほうが開いているんですけども、西崎キクさんの相談室等がある部分についての空調が今利かないような状態になっています。それなので、来年度は少し利用の頻度を減らしながら設計をさせていただいて、年内中に設計工事のほうに入れるような形を取りましようということになりましたので、4年度の予算のほうに計上させていただく予定になっています。灯油に関しましては、事務室のみ使っているというふうな説明を付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 7番、齊藤です。

説明、大体分かったんですけども、ちょっと考え方が、要するに、この公共施設を管理して、町民に安心・安全な施設を提供するというのは、行政の役割だと思うんですね。だから、今の説明だと、ちょっと考え方がスロー、スピーディーじゃないですね。だから、その辺を、悠長じゃなくて、もう少し夏場の空調、遊戯室ですか、そういったところが、空調が、冷房が利かないというのは判明しているんだったら、もっとスピーディーに、そういう対応しなくてはならないんじゃないかなと思うんですよ。違いますかね。

それは、今コロナ禍だから、夏場は窓を開けて対応するとかという説明もありました。それはそれでいいと思うんですよ。しかし、全体的に考えた場合に、やはりそういった不具合等が

発生した場合は、やはり早急にそういった手当てをすべきだと思うんですね。それがやっぱり行政の役割というふうに私は考えるんですけども、その辺の考えがちょっと、私がおかしいのか、それとも行政側おかしいのか、ちょっとその辺、もう少し説明してください。

○議長（猪岡 壽君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 飯塚郁代君発言〕

○子育て共生課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

昨年度からちょこちょこ空調については不具合があり、その都度、改修等はしてきていたんですが、なかなかどこが原因でこういう状況になるというのがつかめない状況が、イタチごっこのような状態が続いていました。児童館なり児童クラブの職員であったり、男女センターの職員につきましては、やはり空調が、調子が悪い状況で、すぐやはりクーラーなりの、対応ができればよかったですけれども、なかなかお部屋自体も広がったり、あれだけの館になるので、一つ一つのお部屋にクーラーをじゃ入れて、エアコン入れて対応するのかという相談も総合政策課とも一緒にさせていただいています。

今後、七本木公民館と、それから男女センター、児童館との複合化の計画もされています。そういったことも見据えて応急的な手当てで各部屋にエアコンを入れて対応するのがいいのかどうかというふうな検討も重ねてきました。その中で、そこも少し前倒しなりするのも少し視野に入れながら、1回ここで少し、何に不具合があるのかというのをきちんと精査しましょうということで、それで設計の予算を来年度組むことにいたしました。そこで不具合が見つかった段階で早急に子どもの保育なり、それから男女センターの活動なり利用ができるということということで考えた方法です。多分、保育のほうには問題ないし、遊戯室のほうは少し大きな扇風機等を入れながら、子ども熱中症にならないような対応はする予定ではあります。

なので、ちょっと職員が事務室で、暑い、寒い思いをしてしまうということで、そこだけは対応させていただいたということで、灯油等の予算を入れさせていただいたんですが、齊藤議員がおっしゃるように、早急に手を打ちたいのは職員が一番思っているところではあるんですけども、やはり長い先を見たときに、根本的な原因はどこにあるのかというのをきちんと検証して予算をつけて直して使っていくということを選択をさせていただきました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 3番の高橋ですけれども、5ページの駅北まちづくりについてお聞きしたいと思いますけれども、ここで予算を組んで、業務委託策定料461万8,000円ですか、こう

いう予定組んでいますけれども、過去に1回、2回、3回ということで協議会が開催をされてきて、その中では具体的にもっと前へ進めた説明をしていただきたいということは委員の中から出てきたと思うんですが、今回のこの業務委託策定料というのは一体どういうことを考えて出しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問について御説明いたします。

今回、補正予算ということで計上させていただいた主な追加内容ということでございますけれども、もともと当初、まちづくり計画ということで、具体的な整備内容を検討する予定でございましたが、前段のその基本構想の検討に当たりまして、区域全体の基本方針をもととは示す予定だったんですけれども、この辺が検討を重ねる中で計画区域を細分化しまして、各ゾーンの方針を明確に示すこと、また、さらに実現方策のイメージまで検討することで、町民の皆様に対しまして、町づくりの方向性が分かりやすくなると考えまして、まちづくり構想にゾーニングの内容を追加した。これが追加内容になっております。

こちらの業務のほうで目指す内容としては、具体的な基本構想に基づいた具体的な整備内容、ここまで検討しまして、来年度まちづくり基本計画ということで取りまとめてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はございませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） それでいいんですけれども、今の課長からの説明だと、私は1回、2回、3回、だから4回目に向けて、もっと町の人たちが分かり、ここは町がここに踏み出してきた、本当に真剣になってやっていくんだなというような、見える説明というのが、今のだとちょっと大まかに言っているようにも聞こえるんで、もう3回やってきたんで、これからは、もうこのところについては具体的に委員が言っているように、分かりやすく言ってくださいよというふうに言っているんだと思うんですけれども、そこら辺のところを、課長ちょっと具体的にもう少し説明していただきたいというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問について御説明いたします。

まちづくり協議会については、今年度3回実施させていただいたところですが、今年度につ

いては、まちづくり基本構想のほう、策定に向けて検討を進めていまして、そのために3回開催が必要だったと感じております。

来年度、第4回からは、実際にまちづくり基本構想の中で示した整備方針に基づいて、実際にどういった整備をしていくのか、そういったことをまちづくり協議会の中で検討させていただきたいと思っております。

また、引き続き、協議会の開催だったり、また、具体的な整備内容を検討するに当たっては、町民ワークショップを開催したり、また、引き続き住民説明、意見交換会などを実施しまして、皆様の御意見をいただきながら、まちづくり基本計画をまとめてまいりたいと思っております。

また、町長のほうから答弁させていただいたところでもありますが、地元の皆様や関係団体に御協力をいただきながら、町なか交流イベント、これは、そういったものを開催することで、町づくりの実現に向けて機運を高めていく、そういった取組も実施してまいりたいと思っておりますので、今後とも御理解と御協力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 3番、高橋ですけれども、課長の言っているとおり、段階を踏んでいくんだということは、ある程度理解できるんですけども、実際に会議傍聴していまして、考え方が出てきている人がワークショップでもそうですけれども、例えばクランクだとか、そういうところに目が行ってしまっているんですよ。そうじゃなくて、町づくりというのはこういうふうに最終的に持っていきたいんだと。ですから、部分的なところを突っついていくんじゃなくて、総体的に、この駅北まちづくりというようにやっていかななくてはいけないんですけども、何か聞いていると、そういう部分になってしまうんで、やっぱり担当課のほうは、そうじゃないんだよと、全体には駅北まちづくりというのは、総体的にこういうことを取り組むためなんで、その中にクランクの整理もあったらうし、というふうに思うんですけども、その辺のところをちょっと、次回のこともあると思うんですけども、もう一度、課長のほうから説明をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問について御説明させていただきます。

町としては、確かに住民説明、意見交換会をしている中で、具体的な、例えば県道神保原停車場線の整備、特にクランクの解消を早くしてほしいだとか、そういったこともあるんですけど

れども、町としては、都市計画マスタープランで示しておりますとおり、駅周辺を中心拠点として位置づけておりました、そこに様々な都市機能を集積していくと、町の中心になっていくところということで示しております。

そういったことの方針に基づいて、町づくりを進めていくということで、そのために今年度まちづくり基本構想ということで、町づくり全体の整備方針を示させていただいたところがございますので、御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

私も、この駅北まちづくり事業のところでお尋ねしたいと思っていました。

当初予算でも組んで、これは追加ですよ。かなりの大事な税金をつぎ込んで、この計画に時間も労力も割いていると思います。

それで、大方基本構想は策定したので、後は具体的な整備方針ですよという説明でありましたけれども、私は、この基本構想そのもの自体も、住民にはまだ全然、意見何回か聞きましたよとかおっしゃっていますけれども、説明会の参加人数も本当に少ないですし、まだ寄せられた意見の公開さえもしていない段階だと思います。

また、議会のほうからは、もっと見直すべきじゃないかという一般質問もあったというふうに思います。

コンパクトシティの目的そのものは、持続可能な社会に向かって利便性よく、高齢化になっても生き生きと暮らせる環境を整えていこうという、こういうことでありますけれども、コンパクトシティに向かって、どれだけ、この計画ですばらしい、大都会みたいな駅前になるようなすばらしい構想ですけれども、どれだけのお金をそこにつぎ込む予定にしているのか。財政的にも、少子・高齢化で縮小していくと言いながら、何か町の予算のどのぐらいをつぎ込む計画になるのかと、財政的にもコンパクトに、やはり上里町らしい、駅北のほうは本当に空き家が多いんですよ。そこを有効活用して、本当に何というんでしょうか、だんと立派な道路ができて、歩道が両サイドにできましたと言って、大都会でも人が閑散としている、そういう失敗例がいっぱいあるんですよ。また、その失敗例を、これから何十年も遅れて上里町がやろうとしているような青写真に見えて仕方ないんですよ。そこに住んでいる人たちが、道路を大幅に拡張して、両サイドに歩道をつけて、高齢化して、慣れ親しんだ土地からよそにぼんと行けという、そんな計画が本当に可能なのかどうか。もっともっと議論が必要なんじゃない

かなというふうに思います。

そういう町民を巻き込んだ議論にお金を使うなら賛成ですけれども、もう構想はできているんだから、後は整備方針だと突っ走っていくための予算であれば困るなというふうに思うんですけれども、その辺について再度お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 杓澤幸子議員の御質問について御説明いたします。

まちづくり基本構想について、町民の皆様との議論が足りないのではないかと御指摘だと思います。

町としましては、基本構想につきましては、昨年度から発起人会、それと今年度に入りましてまちづくり協議会で意見を伺いまして検討を進めるとともに、また住民説明、意見交換会を2月に開催、また、窓口で基本構想の配布や町ホームページにおきまして説明動画を配信し、町民の皆様からも多くの御意見をいただいたとっております。

住民説明、意見交換会には41名の方に御参加いただき、また、意見書については32名の方から御提出がございました。動画の再生回数についても320回を超えており、多くの御意見をいただいていると受け止めております。

また、住民説明、意見交換会、意見書の内容については、3月4日に町のホームページで公開しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思いますが、その中で、御意見いただいた主な内容としては、基本構想に関する内容ではなくて、もう次のステップ、基本構想に基づいて、実際にこういう整備をしていったらどうか、そういった具体的な整備内容の御意見を多くいただいております。

また、情報発信に関するアイデアだったり、いただいた御意見は、本当に具体的に町づくりを実現するための御意見がほとんどでございます。こういったこともありますので、町としては、基本構想については今年度、これで定めさせていただいて、次のステップに向かっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 実は、先ほど言い忘れたんですけれども、本庄市も駅北の取組を始めましたよね。これ、金額がうちの何十倍もあるわけです。1億2,000万か6,000万組んでいるわけですよね。それで、岡部町は、課長が住んでいる町だと思うんですけれども、ここも、何ですか、橋上駅です。こういうことを上げているわけですよ。本庄市の場合は、1億円もかけて

いるというのは、本当にこれでやっていくというのが、金額で左右してはまずいと思うんですよ。だけれども、金の入れ具合、お金の使い具合、今同僚議員がそういう話をしていたんですけども、やっぱりそこから意気込みというのがつたわってくるんですよ。

だから、業務策定料で461万8,000円というのは、それは、その策定をするための費用だというのは分かるんですけども、ある程度、そういう近隣の市町のところを見て、町も、上里も、そうはいかないよと、こっちもやるんだよというような意気込みが、こういうところに現れてくるのではないかなというふうに思って、今質問しましたんですけども、課長のほうから、その辺のところ、岡部だとか本庄市の取組見て、上里はどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 高橋勝利議員の御質問について御説明いたします。

隣の本庄市のほうでは、当初予算で約1億円、駅の北側の整備に関する、こちらのほうで確認したところ調査費のようですけども、金額の大きい少ないというのはありますけれども、町としても、確実に一つ一つ駅北の町づくり実現に向けて計画的に進めているところでございます。私が来て、令和2年度から発起人会が始まって、今年度についてはまちづくり協議会が立ち上がって、確実に町づくりの検討が進んでいると思っております。

高橋勝利議員おっしゃるとおり、早く進めたいところであるんですけども、やはり町民の皆様のお考え等もしっかりと伺った上で、確実に一步一步進めていかなければいけないので、今年度については基本構想の策定、来年度については整備内容を検討し、基本計画ということで考えております。

また、その次から実際の整備に向けた整備計画だとか、また実施に移っていくと思っておりますので、そのあたりはちょっと御理解いただきながら、また御支援いただければと思っております。以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 8番植原です。

同じ5ページなんですけれども、まち整備課のところの道路新設改良事業の補償補填及び賠償金、賠償金が392万円増額補正になっております。先ほど説明の中で本庄道路と言われましたけれども、本庄道路のどの辺なのか、内容についてもちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 植原育雄議員の御質問について御説明いたします。

場所としては、まず路線名が町道の金久保黛線ということで、こちらの萌美保育園ですか、の前の通りでございます。そちらの県道の勅使河原本庄線から北側に向かって、北側に本庄道路が建設予定ですけれども、それまでの間の町道の整備に係るものでございます。

今回、計上させていただきましたのが、令和3年度の当初予算で用地費、また補償費計上させていただきましたんですけれども、不動産鑑定評価を行った結果、2筆の残地補償が発生しました。このため、それに係る費用を増額補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

先ほどの駅北まちづくり事業のところに戻るんですけれども、私も何回か調べていて、4日からホームページに掲載してくれたのは、ちょっと議会の準備で見えていないんですけれども、早速見たいと思うわけなんですけれども、すばらしい構想ですよ。どうですかと聞かれて、これひどいよという人はいないと思うんです。すばらしいですよ。だけれども、それには町の財源がどれだけ使われるかと、そして少子・高齢化になって、片や財政は逼迫しますと、いろいろなことを、要望も苦しいから、苦しいからと言ってなかなか実現できない、町長も公約に掲げていたものまで取り下げるといような、片やそういうことが一方であるわけですよ。美しい絵に描いたものを見せられて、ああすばらしい、うれしいと、それは予算とか財源のことを考えなければ、そう思います。

だけれども、もともとあそこの駅北まちづくり構想の出発点は、危険な道路を何とか拡幅して、子どもたちに安全な登校をしていただきたいとか、そういうところから発想していて、だから、それに伴って駅北のまちづくり構想も併せてやりましょうというところからスタートしていたんだと思います。

だから、本当に地権者の人たちも協力できるような内容で、そして、みんなが困っている空き家などが生かされるような、そういう構想、だから、すばらしいものを見てけなす人はいないと思いますよ。

だけれども、それは、そこまで町の財源はこうですと、これを実現していくために何か年計画を目指して、どれだけの予算がかかっていきますよということまで想像はできないと思うん

ですよ。

だから、もっともっと踏み込んで、持続可能というのは町民が心を一つに、こんなに立派にもらえるなら、それぐらいは我慢するよとか、税金が上がってもいいよとか、そういうふうな負担が増えてもいいよとか、そういう覚悟を持って町民が賛成できるものなのかどうかとか、私はそういうふうに思いますね。町づくりということは、そういうことなんじゃないですか。そこだけ立派な町になって、上里町は豊かになるわけではないと思うんですよ。

それなんで、もう少し構想は、もうこれでいいんだというんじゃないくて、もう少し聞く耳を持っていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のこの駅北のまちづくり事業についてのことでございます。

確かに、沓澤議員おっしゃるように、私はそもそも駅北を前議長の新井議長のとときに、県道を広げて歩道を造りたいと、子どもの通学路、本当に中山道と17号の間、田島電器さんのところは本当に狭くて毎日が危険です。また、地元の区長さんを代表して、毎日朝晩見守り活動をやって、これ本当に頭が下がるつもり、この直角クランクを含めた県道を県のほうの事業として、何とか開発といいますか、改善できないかということで、当時の議長と県会議員と私が町長に就任して直後行きました。また、いろいろな関係者から署名活動もいただきました。そういった思いを私は4年間背負って、この基本構想までこぎ着けました。この直角クランクもすぐ解決できる問題じゃないんで、何とかあの角を、隅切りを少し広げたらという御意見もいただいています。

そういった改善点で何とかこの子どもたちの通学路の安全、それを第一義に考えて、この4年間来た中で、やっと基本構想にまとまってきたというところでございます。これはできれば、県道ですので、県の事業として、大野知事の下で、こういったところも、町づくりについて御理解いただいて、是非、国・県、コンパクトだと国、そういったところと一緒に進めていきたいと思っておりますし、3月の広報の中に、人づくりと人材の募集を、各戸に募集の紙を、チラシを入れていただきました。これは本当に広く皆さんの御意見をいただいて、町づくりは地元だけでなく、町全体で取り組むということをまち整備課長も再三言っております。そういった人材の声を受けながら基本構想までたどり着いて、次は基本計画のほうに移行していくというところでございます。そういった思いを是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 町長そういうふうに答えているんですけども、私が先ほどまち整備課長にも話したのは、そもそもこの駅北のまちづくり構想というのは、町ににぎわいを取り戻そうというのが基本じゃないですか。だから、それがあそこのクランクがこうだということじゃなくて、町ににぎわい、特に駅北のまちづくりというのは、にぎわいを取り戻そうじゃないかと、その中にいろいろな個別の問題が入っているんじゃないかなと、どこかへにぎわいを取り戻すというのが主な目的なのに、どこかそこに、右のほうに逸れてしまったというふうに見えるんですけども、どうですか、町長。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） そもそも駅北のまちづくりについて、原点はそういうところであって、その問題点を解決すると。今はコンパクトシティ、にぎわいを、高橋議員が御指摘のように、まちづくりをします。だけれども、それには時間がかかりますね、いろいろ皆さんで。そういったところで、基本原点はそういうことで、今はそういう、この全体を、町づくり全体を取り組んでいくということでございます。皆さんの御意見をいただいた中で、私もその軌道修正も当然してきたわけですので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 大変、駅北まちづくりが議論になっているところでありますけれども、当初予算で2,987万8,000円だったんですか、今回、補正が461万8,000円ということです。これの原因が検討項目の追加をしなくてはということです。

そこでお伺いするわけですけども、検討項目の追加は、ここで検討項目の追加が必要だということは、基本構想の案の中で追加が必要だということじゃないんですか。だとするならば、これからの基本計画も、これで基本構想固まったから基本計画だということには論理が破綻してしまっていると思うんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問について御説明いたします。

予算の計上は、今3月補正でさせていただいているんですけども、実際実施したものは基本構想の検討の内容に追加ということで、ちょっとタイミングとしては、予算の計上と実際に検討した時期というのがちょっとずれてしまっているんですけども、総額として最終的な

基本計画までつくる費用としては461万8,000円追加が必要ということで、追加となった要因としては基本構想なわけですけれども、そういったことで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） と言いますと、補正ありきで、先に昭和株式会社さんですか、委託先に補正ありきで基本構想をもっと練って、練って言ってしまったということですかね。そういうこと、理解でいいんですか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 増額した理由としては、そうですね、基本構想の追加、検討項目の追加もあるんですけれども、そのほかに、まちづくり協議会の開催支援だったりだとか、住民説明会の開催支援なんていうのもあるんですけれども、補正ありきというところちょっとあれなんですけれども、御理解いただきたいなと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ちょっと言葉が過ぎました。失礼しました。

それで、ちょっともう1回整理させていただきたいんですが、当初で2,987万8,000円だったんですか、補正で461万8,000円なので、合計して3,449万6,000円という理解でいいのか、そういう理解でいいんでしょうか。

この策定業務委託は、税込みで2,655万4,000円ということなので、ちょっとごめんなさい、頭の中の整理がついていないんですが、たしか当初から、この入札の差金がまだ何の処理もされていなかったかと思うんで、そうなってきますと、当初予算と落札額の間には330万円ぐらいの差額があるんですか。ここで、それがそのままになっていたとして、補正が461万8,000円つくとなると、700万円、800万円近い増額になるという計算だと思うんですね、思います。多分、811万2,000円かな。そうすると、結構な増になるのかなという気がしておりますので、その説明と、これ次が残っている、3回超えてしまうんですけれども、ほかの方、3回超えているからいいですかね。2つ質問してしまうわけにいかないですものね。ちょっとこの辺の整理をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問について御説明いたします。

議員お話のとおり、確かに、約800万円程度増額になっているところなんですけれども、構想については、当初予算で計上させていただいたときには、検討の内容が区域全体の構想は示す予定だったんですけれども、ゾーニングをしたりだとかというところまでは当初予定しておりませんでして、町づくりを検討する中で、これは我々まち整備課の経験不足だったところもあります。十分に検討させていただいて、町民の方にも御理解いただくためには、こういったゾーニングをしたりだとか、整備方針をゾーンごとに分けたり、そういったことが必要だろうということになりまして、そういったことが追加検討で出てきたというところでございます。以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番です。

ちょっとさっきの私の計算間違っていました。その811万2,000円というのは、当初プラス3月補正マイナス繰越明許が811万2,000円なのかな、という部分が繰り越すわけですから、今年度分、いわゆる言うならば、当初の予定は、令和3年度では基本構想案、令和4年度からは基本計画案ということだったので、基本構想案の部分については、この当初予算と3月補正引く繰越明許で、811万2,000円で、ほぼあれですかね、基本構想の成果物が出てきたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） まち整備課長。

〔まち整備課長 相馬伸太郎君発言〕

○まち整備課長（相馬伸太郎君） 納谷議員の御質問について御説明いたします。

議員御理解のとおりだと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど高橋勝利議員の町づくりのことに、先ほど県道の直角クランクとか歩道の件等協議した結果、県と協議した中で、やはり町づくり全体で取り組むべきでしょうということで合意を得まして、今この町づくりの事業を進めている状況でございます。軌道修正ということではございません。県といろいろ協議した中で、町づくり全体をとり組んで、地域の課題をとり組んでいきたいと思いますので、是非御理解いただきたいと思っております。訂正させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そういうことでいいと思うんですよ。今、町民が何と言っているか、駅北のことは駅の北の人だけやればいいと、南の人は関係ないんだよと、こういうことじゃ困るんですよ。税金使うわけでしょう。町民の税金を集めてやっているわけですよ。ですから、それが町の中に、そういう風潮が流れるというのは、私は絶対駄目だと思うんですよ。

こういう取組というのは、たまたま駅北というふうに言っているだけで、町全体の取組というふうにやらないと、協議会でも区長の代表言っていましたよね。町全体に広げてもらいたいと、何回も言っていましたよ、傍聴に行きましたけれども。行っていけば分かるんですよ。区長は住民の代表ですよ。やっぱりその辺のところ、議会も執行部も含めて理解していかないと、そこの何かところに目が行ってしまうというのは、私は納得できませんので、町長、もう1回、そういうところについて決意を示してもらいたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほど申し上げましたとおり、このまちづくり基本構想ができて、これからまちづくり計画の中に進める中で、ワークショップとか、先ほどまちづくりの人材募集というのを、これは町全体に全部人材の参加者を求めているところでございます。そういった意味で、高橋議員のおっしゃるように、町全体で取り組む内容ですので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ちょっとよろしいですか。

暫時休憩いたします。ちょっと時間がたっていますので、再開は15時45分からにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後3時25分休憩

午後3時45分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

ほかに質疑等ございますでしょうか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

7ページの学校教育課のところの中学校管理運営事業の工事請負費で、先ほどの説明でしたら、北中の体育館のLEDの交換ということだったと思うんですけども、結構金額的にかなり大きいような気がするんですけども、そのほかはないのでしょうか。LEDの交換のみということでもいいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

北中学校の改修工事の内容ということだと思われまますけれども、主な工事の内容といたしまして、体育館につきましては、屋外防水、外壁のひび割れ補修、塗装塗り替えと建具の調整、内部の内壁、天井、鉄骨部の塗装塗り替え、それと照明のLED化でございます。それと、校舎棟につきましては、屋外防水の補修と建具調整、それと給配水管の更新、受水槽・高架水槽の更新、それと照明器具のLED化になります。それと、コンピューター室と柔剣道場、会議室、この3か所の外装、内装の一部改修と照明のLED化等でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤 崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 7番、齊藤です。

3回過ぎてしまったけれども、よろしいですか。

最後に、1ページの総務課の管財契約係のところの財産管理事業、備品購入費で、町内公共施設非接触検温カメラ購入費ということで、これ私もちょっと記憶がないんですけども、当初予算でこれは何基購入するというふうな予算化していたのかどうか、ちょっと思い出せないんですけども、それに関して、1台当たりの単価と、それから何基今年度購入したのか、最近是我々が目にするのは、役場庁舎の、要するに南と北の入り口、それから西側の入り口ですか、だけだと思っておりますけれども、これは最近何というんですか、コロナ、オミクロンが急激にまん延して、それからの対応のような気がするんですけども、その辺について、もう少し具体的に単価等、当初どのぐらい予定していたのか、購入予定したのか伺いたいと思いますので、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 総務課長。

〔総務課長 山田 隆君発言〕

○総務課長（山田 隆君） 齊藤議員の御質問に説明させていただきます。

非接触検温カメラということで、第三弾のコロナ対策支援策で購入したものでございます。

こちらは合計20台を役場及び各施設に配置いたしました。こちらにつきまして、単価は14万2,000円ちょっとですか、そのぐらいの金額で購入することができました。その関係で入札落ちで今回減額させていただくものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありますか。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 先ほどの北中の改修の件なのですが、前回の大規模改修と今回の改修で、ほぼリニューアルできるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 望月 誠君発言〕

○学校教育課長（望月 誠君） 納谷議員の御質問に御説明申し上げます。

今回の工事で北中は全てリニューアルできるかどうかという御質問かと思いますが、前回、令和元年度の改修工事では、校舎棟の外壁の改修、床の改修、トイレ改修を行いました。今回、令和4年度は、必要と思われる場所、これ以外の必要と思われる場所の改修工事ということで御理解いただければと思います。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第13号 令和3年度上里町一般会計補正予算（第11号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 町長提出議案第14号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第22、町長提出議案第14号 令和3年度上里町国民健康保険特別

会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第14号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,836万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,690万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款3国庫支出金は103万3,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症や東日本大震災で被災された方々に対する国民健康保険制度に係る保険税の減免等の特例措置に対する災害臨時特例補助金とマイナンバーカードの利用促進に係る経費に対する社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の増額となっております。

款4県支出金は2,356万9,000円の増額補正で、歳出の療養給付費等の増額による普通交付金の増額や特別交付金の確定による増額となっております。

款6繰入金は6,157万4,000円の減額補正で、主な内容は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額や職員給与費等繰入金、その他一般会計繰入金の減額となっております。

款7繰越金は6,533万6,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して2,836万4,000円を追加し32億4,690万円とするものでございます。

続いて、歳出ですが、款1総務費は1,582万円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款2保険給付費は2,292万5,000円の増額補正で、医療費の増額見込みに伴う療養給付費の増額となっております。

款3国民健康保険事業費納付金については、予算額に異動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源更正となっております。

款7諸支出金は2,125万9,000円の増額補正で、過年度の交付金等の精算による償還金の増額

や前年度繰越金について精算調整し、一般会計への繰出金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し2,836万4,000円を追加し32億4,690万円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第14号 令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 町長提出議案第15号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号） について

○議長（猪岡 壽君） 日程第23、町長提出議案第15号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第15号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,426万2,000円を減額し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,034万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款2 国庫支出金は1,546万6,000円の減額補正となり、介護給付費負担金、調整交付金の減額や地域支援事業交付金の増額に伴うものでございます。

款3 支払基金交付金は304万1,000円の減額補正となり、介護給付費交付金の減額や地域支援事業交付金の増額に伴うものでございます。

款4 県支出金は115万5,000円の減額補正となり、介護給付費負担金の減額や地域支援事業交付金の増額に伴うものでございます。

款5 繰入金金は540万円の増額補正となり、介護給付費、一般管理給与費の減額に伴うものや普通調整交付金の減額に対する財源として、基金繰入金を増額するものでございます。

歳入合計は、現計予算に対しまして1,426万2,000円を減額し20億4,034万6,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1 総務費は300万円の減額補正となり、職員に係る給料等の減額でございます。

款2 保険給付費は1,147万8,000円の減額補正となり、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などの減額でございます。

款4 地域支援事業費は21万6,000円の増額補正となり、事業委託料に係る委託料の増額でございます。

歳出合計は、歳入同様、現計予算に対しまして1,426万2,000円を減額し20億4,034万6,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番 沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 12番の沓澤です。

今回、減額補正ということで、バランス的には施設介護のほうは増になっていますけれども、

地域密着型介護サービスとか、予防のほうはかなりマイナスになってきていると思いますけれども、認定者そのものはそんなに変更していない中で、こういうふうな現れ方をするとということころは、コロナの影響があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 間々田由美君発言〕

○高齢者いきいき課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

議員のお話のとおり、認定者数につきましては、そう大きな変動はないところでありますが、予防給付のほうが減っているのは、支援者が介護サービスのほうに移行していることによって、居宅介護サービス費のほうが増額補正となっているところからも、サービスの利用の状況がちょっと変わってきているのかなというふうに思います。

コロナ禍による影響が全てそうだとは言いきれないんですけれども、なかなか外に出ることができないことにより、機能低下のほうははからずも進んでしまい、介護サービスのほうをお使いになる方がいらっしゃる。コロナ禍で外に出ることを自粛する中、支援の方については、もしサービスを使わなくても、在宅でできるのであればということで、利用率も落ちるとというのが、ここ2年ばかりの傾向があり、それがこの予算の中で反映されている部分かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第15号 令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 町長提出議案第16号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第24、町長提出議案第16号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第16号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,184万8,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款3繰入金は734万4,000円の減額補正で、保険基盤安定負担金の確定による繰入金及び事務費繰入金の減額となっております。

款4繰越金は310万4,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して424万円を減額し3億1,184万8,000円とするものでございます。

次に、歳出となります。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は424万円の減額補正となり、広域連合への負担金確定に伴う保険基盤安定負担金分、共通経費負担金分の減額によるものとなっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し424万円を減額し3億1,184万8,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第16号 令和3年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第25 町長提出議案第17号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第25、町長提出議案第17号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第17号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によると規定するものでございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によると規定するものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額する補正と、材料不足から機器更新に必要な製品の入荷に遅れが出ていることから、当該工事費を繰越明許費として規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表 歳入予算補正でございます。

款3繰入金は185万5,000円の減額補正となり、項1他会計繰入金を減額するものでございま

す。

款4繰越金は185万5,000円の増額補正となり、項1繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に異動はありませんので、補正後の額につきましても、補正前と同様1,664万7,000円とするものでございます。

3ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費につきましては、農業集落排水維持管理事業456万5,000円を令和4年度に繰り越すものでございます。

以上、令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第17号 令和3年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 町長提出議案第18号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（猪岡 壽君） 日程第26、町長提出議案第18号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第18号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第1条 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条 予算第4条本分括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,616万9,000円を1億8,289万9,000円に、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額896万8,000円を970万8,000円に、繰越利益剰余金処分額3,916万6,000円を3,515万6,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の資本的収入及び支出の補正につきましては、委託料のうち、浄水場更新工事に関する設計委託が1年延伸したことにより不用額が生じたこと、また、浄水場受電室浸水対策工事の完了により、一般会計からの繰出金額確定による企業債並びに補助金及び委託料の補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款資本的収入を既決予定額に対しまして2,204万5,000円減額し2億1,896万2,000円とするもので、第1項企業債を2,870万円減額、第2項補助金を665万5,000円増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款資本的支出を既決予定額に対しまして2,547万5,000円減額し4億186万1,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

2ページをお願いいたします。

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のように補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改めるものでございます。

起債の目的は、配水管布設工事等及び老朽管更新工事、浄水場更新事業並びに資本費平準化債でございます。

補正前限度額1億9,220万円を補正後限度額1億6,350万円と改めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条 予算9条本文中、繰越利益剰余金のうち3,916万6,000円を3,515万6,000円に改め、利益剰余金の処分額を次のとおり補正するものでございます。

減債積立金を既決予定額に対しまして401万円減額し3,515万6,000円とするものでございます。

以上、令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げました。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第18号 令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第27 町長提出議案第19号 令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（猪岡 壽君） 日程第27、町長提出議案第19号 令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申しあげました議案第19号 令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条 令和3年度上里町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条 令和3年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収益的収入及び支出の補正につきましては、下水道使用料の収益増加に伴い、排水処理費となる流域維持管理負担金に不足が生じるため増額補正を行うものでございます。

まず、収入予算につきましては、第1款下水道事業収益を既決予定額に対しまして549万1,000円増額し2億4,118万4,000円とするもので、第1項営業利益を増額する補正でございます。

続いて、支出予算につきましては、第1款下水道事業費用を既決予定額に対しまして246万

7,000円増額し2億3,484万円とするもので、第1項営業費用を増額する補正でございます。

以上、令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第2号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（猪岡 壽君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時21分散会